

## 告 示

### 埼玉県告示第八百九十号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県春日部市大沼二丁目六十二番地二十

一般社団法人経営労務建設業共済会

二 指定年月日

平成二十七年七月二十二日